



市 章

名護市公報

第504号

発 行 令和 7年11月14日

発行所 名護市
総務部総務課

規 則

- 名護市規則第29号(介護長寿課)
名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第30号(介護長寿課)
名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第31号(介護長寿課)
名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第32号(介護長寿課)
名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則の公布について

告 示

- 名護市告示第162号(保育・幼稚園課)
名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第163号(国民健康保険課)
執行停止通知書の公示送達について
- 名護市告示第164号(保育・幼稚園課)
名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第165号(市民課)
住所異動催告及び催告期限経過後(令和7年10月16日)住民票消徐の告示について
- 名護市告示第166号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第167号(財政課)
令和6年度決算に係る健全化判断比率及び

資金不足比率の公表について

- 名護市告示第168号(保育・幼稚園課)
子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく告示について
- 名護市告示第168-2号(市民課)
自動車臨時運行許可番号標の失効について
- 名護市告示第169号(工事契約検査課)
令和7・8年度名護市入札参加者資格審査及び基本方針等(追加申請)の告示について
- 名護市告示第170号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について

公 告

- 名護市公告第85号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(やが市営住宅建替建築工事)
- 名護市公告第86号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(羽地地域交流拠点親水護岸工事)
- 名護市公告第87号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(安部ナート川整備工事その2)
- 名護市公告第88号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(安部ナート川整備工事その1)
- 名護市公告第89号(農業政策課)
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について【川上】
- 名護市公告第90号(農業政策課)
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について【振慶名】
- 名護市公告第91号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について

(やが市営住宅建替電気設備工事)


○ 名護市公告第92号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について

(やが市営住宅建替機械設備工事)

名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則(平成30年規則第7号)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 29 号

名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則(平成30年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定居宅介護支援事業所指定申請書(様式第1号)に、市長が別に定める書類を添付し行うものとし、当該申請書は」を削る。

第4条第1項中「申請は、指定居宅介護支援事業所指定更新申請書(様式第2号)に、市長が別に定める書類を添付し行うものとする」を「指定の更新の申請を受け、適当と認めるときは指定を行うものとし、その旨を当該指定申請を行った者に通知する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(申請等の手続きにおける電子情報処理組織の使用等)

第7条 施行規則第132条第1項若しくは第2項の規定による申請又は第133条第1項から第3項までの規定による届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により当該方法による申請又は届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法により提出するものとする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

(施行期日)


1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の名護市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第20号)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 30 号

名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、事業開始予定日の前々月の末日までに提出するものとする。

第3条を次のように改める。

(指定の更新)

第3条 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請を受け、相当と認めるときは指定を行うものとし、その旨を当該指定申請を行った者に通知する。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第4条を削る。

第5条を第4条とする。

第6条中「法第115条の27」を「法第115条の30」に、「法第115条の27各号」を「同条各号」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(申請等の手続きにおける電子情報処理組織の使用等)

第6条 施行規則第140条の32第1項若しくは第3項の規定による申請又は第140条の35第1項若しくは第2項、第140条の37第1項から第3項までの規定による届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により当該方法による申請又は届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法により提出するものとする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の名護市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第19号）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 31 号

名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「市長は前項の指定」を「法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条から第7条までを削り、第2条の次に次の4条を加える。

（指定の更新）

第3条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による指定の更新の申請を受け、適当と認めたときは指定を行うものとし、その旨を当該指定申請を行った者に通知する。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（事業所情報の提供）

第4条 市長は、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項に規定する指定の更新、法第78条の5及び第115条の15の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、沖縄県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定、指定の更新、事項の変更、事業の廃止、休止若しくは再開又は指定の辞退若しくは取消しの年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

（公示）

第5条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該指定地域密着型サービス事業者又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
- (3) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (4) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取消した場合にあっては、その年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類
- (7) その他市長が必要と認める事項

（申請等の手続きにおける電子情報処理組織の使用等）

第6条 施行規則第131条の2の2第1項若しくは第2項、第131条の3第1項若しくは第2項、第131条の3の2第1項若しくは第3項、第131条の4第1項若しくは第3項、第131条の5第1項若しくは第3項、第131条の6第1項若しくは第3項、第131条の7

第1項若しくは第2項、第131条の8第1項若しくは第2項、第131条の8の2第1項若しくは第2項、第131条の16第1項、第131条の17第1項、第131条の18第1項、第140条の24第1項若しくは第3項、第140条の25第1項若しくは第3項、第140条の26第1項若しくは第3項の規定による申請、第131条の11の9第1項、第140条の28の2第1項の規定による申出、第131条の11の10第1項（同条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第131条の13第1項、第3項若しくは第4項、第131条の13の2第1項、第140条の28の3第1項（同条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第140条の30第1項、第3項若しくは第4項までの規定による届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により当該方法による申請又は届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法により提出するものとする。

第8条を第7条とする。

様式第1号から第5号までを削る。

附 則

（施行期日）


1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の名護市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則(平成28年規則第5号)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊 

名護市規則第 32 号

名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則（平成28年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（指定の申請及び指定等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書」を「法第115条の45の5第1項の規定による申請」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の3項を加える。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、指定の適否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。
- 4 施行規則第140条の63の7の規定に基づく指定事業者の有効期間は、6年とする。ただし、申請者が既に訪問介護、通所介護又は地域密着型介護（以下「訪問介護等」という。）を同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該申請者の申出により、指定の有効期間を訪問介護等の指定の有効期間の満了日までとすることができる。

第4条を次のように改める。

（指定の拒否）

第4条 前条に規定する指定事業所の指定については、当該事業所を指定することにより、名護市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

第5条を次のように改める。

（変更の届出等）

第5条 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

- 2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。
- 3 施行規則第140条の62の3第2項第6号に規定する事業の廃止又は休止の届出は、当該廃止又は休止の日の1月前までに行わなければならない。

第6条第1項を次のように改める。

第6条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による申請は、更新の前月末日までに提出するものとする。

第6条第2項中「第4条第2項」を「第3項」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条を次のように改める。

（公示）

第8条 市長は、第3条第2項の規定により指定をし、法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止し、又は施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による廃止の届出を受けたときは、当該指定事業者及び当該指定に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) 介護保険事業所番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(申請等の手続きにおける電子情報処理組織の使用等)

第10条 この規則における申請又は届出は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により当該方法による申請又は届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法により提出するものとする。

第7条第1号中「名称」を「事業所の名称」に改め、同条第2号中「申請者」を「当該事業所の指定の申請者」に改め、同条第3号中「指定の辞退若しくは」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

様式第1号から第5号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の名護市介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

名護市告示第162号

名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月14日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱（令和3年告示第228号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 国が別途定める国庫負担金、補助金又は交付金の対象となる費用については、対象としないものとする。

第5条第1項第3号及び第4号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第2項を削る。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中

「

- (1) 補助事業の内容、経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業申請等に係る文書については、名護市情報公開条例（平成13年条例第27号）の規定に基づき情報公開の対象となるので、その対応をすること。
- (5) 補助事業の完了後、市長が定める期限内に実績報告書等を市長に提出しなければならないこと。
- (6) 善良な管理者の注意をもって補助事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはいけないこと。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行」という。）第14条第1項第2号の規定より市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管させること。
- (9) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。

- (10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名護市に納付させることがあること。
- (11) 事業を行うために、締結するいかなる契約においても、契約の相手が一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) その他規則及び名護市地域子育て支援事業補助金交付要綱に定める規定を遵守すること。

を

「

名護市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱第5条第1項に定める条件に従うこと。

に改める。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第6号中「㊦」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

名護市告示第 163 号

公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、後期高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年10月15日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	納付義務者
02846624	執行停止通知書	後期高齢者医療保険料	末吉 業幸
2705457	執行停止通知書	後期高齢者医療保険料	儀部 武則

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第164号

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月17日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱の一部を改正する要綱
 名護市保育士等緊急確保事業実施要綱（令和6年3月29日告示第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略 （交付対象者） 第3条 略 2 略 <u>3 第1項の規定にかかわらず、現に勤務する保育施設等の施設管理者の職にある者は交付の対象としない。</u> 第4条 略 （交付申請） 第5条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする交付対象者は、名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 略 (2) <u>誓約書</u>兼同意書（様式第3号） (3)～(4) 略 (5) 名護市<u>保育士等</u>緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号。産休、育休又は病休等（以下「休暇」という。）がある者に限る。） (6) 略 3 第1項に規定する助成金の申請は、初回は勤務開始日から起算して半年経過した日から半年以内に1回、2回目は勤務開始日から起算して1年半経過した日から半年以内に1回申請できるものとする。<u>ただし、市長が認める場合にはその限りではない。</u> 第6条～第10条 略 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 <u>（削除）</u></p>	<p>第1条～第2条 略 （交付対象者） 第3条 略 2 略 <u>（新規）</u> 第4条 略 （交付申請） 第5条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする交付対象者は、名護市保育士緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 略 (2) <u>宣誓書</u>兼同意書（様式第3号） (3)～(4) 略 (5) 名護市緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号。産休、育休又は病休等（以下「休暇」という。）がある者に限る。） (6) 略 3 第1項に規定する助成金の申請は、初回は勤務開始日から起算して半年経過した日から半年以内に1回、2回目は勤務開始日から起算して1年半経過した日から半年以内に1回申請できるものとする。 第6条～第10条 略 附 則 <u>1</u> この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> <u>2 令和2年1月1日から令和5年3月31日までに市内保育施設等での勤務を開始したもののうち、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前までに改正前の名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第4条第1項に規定する助成金の受領を受けた時点において勤務していた保育施設に施行日以後も勤務しているものは、改正後の名護市保育施設等</u></p>

以下、略

緊急確保事業実勢要綱第3条第1項第1号の規定にかかわらず、交付対象者とみなす。

以下、略

様式第1号（第5条関係）

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	
申請者住所	〒 —
申請者 生年月日	年 月 日（ 歳）
勤務施設	
連絡先	- -

下記のとおり、名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第5条の規定により申請します。

記

1 助成金の申請区分及び申請額（該当する区分にチェック）

	採用区分	申請額	条件
<input type="checkbox"/>	採用1年目	150,000円	
<input type="checkbox"/>	採用2年目	75,000円	パートタイム勤務
<input type="checkbox"/>	採用2年目	75,000円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がある）
<input type="checkbox"/>	採用2年目	150,000円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない）

2 添付資料

- (1) 雇用証明書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 第3条に規定する要件を勤務開始日から6月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) 名護市保育士等緊急確保事業助成金勤務休止報告書（産休、育休又は病休等がある者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 略

様式第1号（第5条関係）

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	
申請者住所	〒 —
申請者 生年月日	年 月 日（ 歳）
勤務施設	
連絡先	- -

下記のとおり、名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第5条の規定により申請します。

記

1 助成金の申請区分及び申請額（該当する区分にチェック）

	採用区分	申請額	条件
<input type="checkbox"/>	採用1年目	150,000円	
<input type="checkbox"/>	採用2年目	75,000円	パートタイム勤務
<input type="checkbox"/>	採用2年目	75,000円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がある）
<input type="checkbox"/>	採用2年目	150,000円	フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない）

2 添付資料

- (1) 雇用証明書
- (2) 宣誓書
- (3) 第3条に規定する要件を勤務開始日から6月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) 名護市緊急確保事業助成金勤務休止報告書（産休、育休又は病休等がある者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 略

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 現在勤務する保育施設等の勤務開始日から起算して過去1年間は、沖縄県内の保育施設等又は学童で勤務していなかったことを誓います。
- 3 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思があることを誓います。
- 4 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。
- 5 税法上の確定申告等、必要な行動を行うことを同意します。
- 6 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体等から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合には、助成金の交付に係る情報を提供することに同意します。

年 月 日

（本人署名又は記名押印）

様式第4号～第6号 略

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 現在勤務する保育施設等の勤務開始日から起算して過去1年間は、沖縄県内の保育施設等又は学童で勤務していなかったことを誓います。
- 3 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思があることを誓います。
- 4 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。
- 5 税法上の確定申告等、必要な行動を行うことを同意します。
- 6 助成金に係る税金等の調査のために、国や地方自治体等から報告を依頼された場合、もしくは報告の必要があると判断した場合には、助成金の交付に係る情報を提供することに同意します。

年 月 日

氏 名： ①

様式第4号～第6号 略

名護市告示第 165号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和7年10月20日に消除したが、本人に通知することが困難なため、同条第4項後段の規定により告示する。

令和7年10月20日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	末吉 業幸	昭和23年4月21日	東江三丁目8番41号

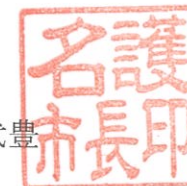
公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年10月22日

名護市長 渡具知 武豊



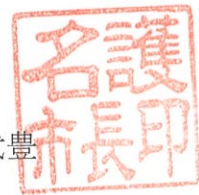
納税通知書番号	書類の名称	税額			納税義務者
		税目	年度	期別	
1274007	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第3期	FARHAN RAIDCHA ALY

名護市告示第167号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

令和7年10月23日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.54)	— (17.54)	6.6 (25.0)	35.0 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記する。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表す。

2 資金不足比率 (単位：%)

名称	資金不足比率
名護市水道事業会計	—
名護市下水道事業会計	—

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表記する。

名護市告示第168号

子ども・子育て支援法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和7年10月30日

名護市長 渡具知 武豊



子ども・子育て支援法第58条の11の規定に基づく公示内容 ~別紙

名護市告示第 168-2号

自動車の臨時運行許可業務規程第 12 条に基づき、失効した自動車臨時運行許可番号標を告示する。

令和 7 年 11 月 5 日

名護市長 渡具知 武豊



失効した自動車臨時運行許可番号標～別紙

失効した自動車臨時運行許可番号標

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	貸与年月日
沖縄 520 名護	令和7年11月5日	令和7年3月6日
沖縄 521 名護	令和7年11月5日	令和6年8月28日

名護市告示第169号

令和7・8年度名護市入札参加資格審査基本方針（追加申請、建設工事）等を次のように定める。

令和7年11月6日

名護市長 渡具知 武豊



- (1) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査基本方針(追加申請)(建設工事)～別紙
- (2) 令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定(発注者別評価点)について(追加申請)(建設工事)～別紙
- (3) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領(建設工事)(市内業者・追加申請用)～別紙
- (4) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領(建設工事)(市内業者・業種追加登録用)～別紙
- (5) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査基本方針(追加申請)(測量及び建設コンサルタント等業務)～別紙
- (6) 令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定(発注者別評価点)について(追加申請)(測量及び建設コンサルタント等業務)～別紙
- (7) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領(測量及び建設コンサルタント等業務)(市内業者・追加申請用)～別紙
- (8) 令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領(測量及び建設コンサルタント等業務)(市内業者・業種追加登録用)～別紙

令和7・8年度名護市入札参加資格審査及び格付基本方針（建設工事）

1 基本方針

本市では、建設業者の施工能力に応じた発注を行うことによって、適正な工事の施工を確保し、工事の適正な配分を行うため、名護市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規則（平成30年規則第1号）第4条及び第5条に基づき「入札参加適格審査」及び「工事施工能力審査」を行い、申請者が希望する工事種別ごとに有資格者名簿に登録します。

2 等級区分

- (1) 土木一式工事業 A・B・C（3等級）
- (2) 建築一式工事業 A・B・C（3等級）
- (3) 電気工事業 A・B（2等級）
- (4) 管工事業 A・B（2等級）

3 入札参加資格登録要件

「令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領【建設工事】追加申請用・業種追加登録用」の入札参加資格に定める要件とする。

4 所在地区分

次の①の区分とします。

① 市内業者

名護市に本店を有してから1年以上経過している事業者（令和8年3月31日時点）

5 格付の方法

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書における総合評定値（経審点）に本市独自の発注者別評価点（主観点）を加えた総合評点を基に格付けを行います。

なお、総合評点による等級格付は、業種ごとに総合評点の分布、技術者数、建設業の許可区分、各等級の構成数、発注工事量等を勘案した上で決定します。

※等級格付は、「2 等級区分」の4業種について市内業者（名護市内に本店を有する業者）のみで行います。

※名護市内業者として新規に申請する業者（工種ごとの新規申請も含む。）は、該当する工種について最下位の等級とします。

※令和7・8年度等級格付時の昇格及び降格については、令和5・6年度等級から1等級に限定するものとします。

6 市内業者の総合評定値（経審点）の取扱いについて

総合評定値について、令和7年度は入札参加資格申請時の総合評定値を固定して取扱います。また、令和8年度については、令和8年4月1日時点で各登録業者の最新の総合評定値を当該年度中固定して取扱います。

なお、この取扱いは等級内での総合評点に基づく順位を1年ごとに見直すものであり、等級を変更するものではありません。

7 発注者別評価点（主観点）

発注者別評価点（主観点）の算定方法は、「令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について（建設工事）」のとおりとします。

令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について（建設工事）

名護市建設工事等入札参加資格及び指名基準等に関する規則（平成30年規則第1号）第5条の規定に基づき、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る主観的事項とその配点について、次のとおり定めるものとする。なお、主観的事項算定により与えられる発注者別評価点（以下「主観点」という。）は次回入札参加申請まで固定して取扱うものとする。

1 技術者数

業種ごとに次の表のとおり点数を付加する。（令和7年11月30日時点）

(1) 各業種共通

業種	区分	付加点数
各業種	1級技術者1人につき	4点
	2級技術者1人につき	2点

※「技術者資格区分コード表（県内工事）」の業種ごとに該当する技術者とする。

(2) 業種別

業種	区分	付加点数	備考
土木工事業	技術士1人につき ※「4点技術士」と「5点技術士」の重複不可	4点	建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」に限る。 ※技術者と重複可
		5点	総合技術管理部門（建設）、（農業「農業土木」）、（水産「水産土木」）、（林業「森林土木」）に限る。 ※技術者と重複可
建築工事業	積算士（建築積算資格者）1人につき	3点	技術者と重複可

2 雇用状況

(1) 名護市内在住職員数（代表者も含む。）（令和7年11月30日時点）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証における被保険者のうち、住民票等により、名護市内在住者の職員を雇用していることが確認できる場合は、名護市内在住雇用者数に応じ、次の表のとおり点数を付加する。

区分（名護市内在住者のみ対象）		付加点数
30人未満	1人につき	2点
30人以上	一律	60点

(2) 障害者雇用（令和7年6月1日時点）

障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出書類）により次の表のとおり点数を付加する。

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	10点
	法定数以上に雇用	法定数を超える人数 1人につき10点
	雇用義務未達成	-10点
法定雇用義務がない場合	雇用している	1人につき10点

※法定雇用義務とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する雇用義務のことです。

3 工事成績

本市発注の工事について名護市工事成績評定要綱（平成23年告示第55号）に基づき評定された工事の平均点数に応じ次の表のとおり点数を付加する。

評価	不良	やや不良	普通	良好	優秀	最優秀
工事成績の評点 (平均点)	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 80点未満	80点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-45点	-25点	0	+25点	+45点	+60点

※令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完了検査を受けた工事の工種ごとの平均点により評価するものとする。なお、対象工事がない業者及び新規登録業者については、評価項目の普通の付加点数とする。

※令和9・10年度入札参加申請時には工事成績評定の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

4 優秀建設業者表彰

令和5・6年度に優秀建設業者として表彰された業者について、次の表のとおり工種ごとに点数を付加する。

付加点数
20点

※2年連続で表彰されている業者は、年度ごとの点数を足して付与するものとする。

※同年度で同工種に複数表彰された業者については、表彰された件数分の点数を付与するものとする。

※同一業者が同一の建築物に係る複数の工事を受注し、当該複数の工事が優秀建設業者表彰の対象となった場合でも、その工事の内容が本来1件分の工事であると市が判断したときは、加点対象は1件分とすることがあります。

5 団体加入

技術力向上に向けた技術講習会等の開催又は当該講習会等への参加並びに地域貢献活動の実績を考慮し、令和7年11月30日時点において次の表に掲げる団体に在籍している者に対して、点数を付加する。

この場合において、複数の団体に加盟している場合は、工種ごとへ点数を付加する。ただし、同工種への加点は10点を上限とする。

加入団体	加算対象工事（工種）	付加点数
名護市建設業協会	土木工事一式・建築工事一式	10点

名護市電管設備業協会	電気工事・管工事	
名護市管工事業協同組合	管工事・水道施設工事	
その他団体（注）	活動目的に関連する工種	

（注）その他団体とは次の(1)から(6)までの要件を全て満たす団体のことをいい、その活動目的に関連する工種を加点対象とする。ただし、当該団体の活動目的が発注者別評価点の付加対象となる6工種のいずれにも該当しない場合は点数を付加しないものとする。

- (1) 活動拠点が名護市内であること。
- (2) 名護市内の建設業者のみで構成されていること。
- (3) 団体の規約や会則等があること。
- (4) 設立して1年以上であること。（令和7年11月30日時点）
- (5) 5業者以上の構成員で構成されていること。
- (6) 建設業の技術力向上及び地域貢献活動を行っている団体であること。

6 ISO及びエコアクション21の認証・登録（令和7年11月30日時点）

ISO及びエコアクション21の認証・登録により、次の表のとおり点数を付加する。

	9000シリーズの取得	14000シリーズの取得	エコアクション21
付加点数	10点	10点	5点

※14000シリーズとエコアクション21の重複不可（14000シリーズ優先）

7 地域貢献（ボランティア）活動

令和4年4月1日から令和6年3月31日までににおける道路、海岸等の清掃活動、交通安全活動、寄付等の地域貢献（ボランティア）活動の有無により次の表のとおり点数を付加する。ただし、事業者として無償奉仕かつ名護市内で行った活動に限る。

区分	付加点数
人員を動員した活動等	1回につき5点（最高20点）
金品等の寄付	一律 10点

※令和9・10年度入札参加申請時にはボランティア活動の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

8 指名停止等状況

名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）第2条及び第6条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に指名停止又は文書による警告等を受けた業者に対し、次の表のとおり減点する。ただし、当該期間中に指名停止及び警告等を計2回以上受けた場合は、大きい方の点数により減点する。

指名停止等状況	警告等	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	12月以上
付加点数	-10点	-15点	-20点	-25点	-35点	-45点

※令和9・10年度入札参加申請時には指名停止等状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

9 無効入札及び入札不参加状況

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に無効入札（公表された予定価格を超過した入札等）及び入札不参加（辞退届けを提出せずに入札に参加しなかった）を行った業者

に対し、次の表のとおり減点する。

	付加点数
無効入札	1回につき -5点
入札不参加	1回につき -5点

※令和9・10年度入札参加申請時には無効入札及び入札不参加状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

10 消防団協力事業所（令和7年11月30日時点）

地域の消防防災力の充実強化等への貢献を考慮し、名護市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年10月1日告示第147-2号）に基づき消防団活動に協力している事業所等であると認められた者（同要綱9条にて認定を取り消された者を除く）に対して、点数を付加する。

付加点数
10点

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【建設工事】

市内業者・追加申請用
(名護市内に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する建設工事について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に競争入札に参加しようとする者は、この要領により申請書を提出してください。

1 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

- (1) 申請時において、建設業の許可を受けていること。
- (2) 申請する業種について、申請時において有効期限のある経営事項審査を受けていること。
- (3) 名護市に本店を有してから営業を開始して1年以上の者であること。(令和8年3月31日時点)(登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。)
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業者で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (6) 雇用保険に加入していること。(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (7) 建設業退職金共済に加入していること。
- (8) 建設業労働災害防止協会に加入していること。(加入免除されている業種を除く。)
- (9) 代表者及び法人(営業所含む。)に名護市市民税等の滞納がないこと。
 - ① 市県民税(特別徴収・普通徴収)
 - ② 法人市民税
 - ③ 固定資産税
 - ④ 国民健康保険税(該当者のみ)
- (10) 申請する業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、当該通知書の完成工事高が土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び造園工事の5業種については500万円以上、水道施設工事については100万円以上、それ以外の工事では10万円以上であること。
- (11) 申請する業種について、常勤の技術者がいること。ただし、「技術者資格区分コード表(県内工事)」に記載のある業種については、それぞれ同表にある技術者(「水産工学士」及び「建築積算士」を除く。)が常勤でいること。なお、他業者との重複登録は認められません。
- (12) 名護市暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
- (13) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。
(一人親方等の雇用主においても健康診断を実施していることを要件とします。)

※建設業の許可を得ている工種でも、経営事項審査を受けていない工種は申請できません。

※「営業を開始して1年以上」とは、これまで建設業の許可を受けなくて営業していた期間も含めて、1年以上です。

2 事務所の条件

申請する事務所は、次の各号の要件を備えていること。

- ① 契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ② 看板及び建設業法で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- ③ 本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常勤していること。

④事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

※条件を満たさないと認められるものの例。

- ・申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。
- ・申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
- ・複数の事業所（名護市建設工事等入札参加資格者等）が同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

3 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

4 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減、経営事項審査の更新及び建設業許可事項の更新等）が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
- (2) 建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は指名できませんので注意してください。
- (3) 資格審査時及び資格審査合格後に、各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

5 提出書類

※「○」→必ず提出 / 「×」→不要 / 「△」→必要に応じて提出

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの（拡張子が「xls」）は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。	○	○
2	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書 (PDF)	提出日現在で有効期限内にあるもの	○	○
3	建設業許可通知書 (PDF)	提出日現在で有効期限内にあるもの	○	○
4	法人→登記簿謄本 個人→個人開業届出書 (PDF)	法人事業者及び個人事業者	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
5	身分証明書 (PDF) ※市町村で発行する証明書	個人事業者のみ提出 代表者の本籍地の市町村で取得	×	○
6	代表者の登記されていないことの 証明書 (PDF)	個人事業者のみ提出 次のいずれかで取得 郵送：東京法務局後見登録課 窓口：全国の法務局・地方法務局(本 局)	×	○
7	印鑑証明書 (PDF) ※印影がはっきりと写るように調 節してください	法人：法人の印鑑証明書 個人：代表者の印鑑証明書	○	○
8	使用印鑑届 (PDF) 【様式3】又は任意様式可 ※印影がはっきりと写るように調 節してください	「7 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・ 見積り、契約の締結並びに代金の請求 及び受領に使用する者のみ提出	△	△
9	工事経歴書 (PDF) 【様式4】又は経営事項審査申請 時提出したもの	直近2年間の受注工事を業種ごとに 記入。	○	○
10	専任技術者証明書 (PDF) ※建設業法施行規則 (昭和24年建 設省令第14号) 様式第8号	「入札参加希望職種入力表」に記載し た専任技術者の証明書を提出	○	○
11	「技術職員有資格者名簿」に記載 のある常勤の技術職員の保有資格 の合格証明書、免状の又は登録証 (PDF)	土木工事業、建築工事業、電気工事業、 管工事業、造園工事業又は水道施設工 事業の6業種に申請する場合、「技 術者資格区分コード表 (県内工事)」 に記載されている申請業種に係る資 格のみ提出 ※技術士は選択科目まで記載された 証明書を提出	○	○
12	(1) 健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書 (PDF) (2) 雇用保険被保険者証 (PDF) ※(1)・(2)のうちいずれかを提出	従業員人数及び技術者の所属確認の ための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下の ため適用が除外されている場合は (2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報 酬額・税額等の項目については、塗り つぶし可	○	○
13	「技術職員有資格者名簿」に記載 のある職員の内、名護市在住者確 認欄で「○」を記入した方の市在住 者であることを証明する書類 (PDF)	名護市内在住職員確認のための書類 住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的 な書類 ※(1)~(3)のうちいずれかを提出	○	○
14	労働保険概算・増加概算・確定保険 料申告書及び保険料納付の領収が わかるもの (PDF)	No. 3「総合評定値通知書」で加入「無」 となっている場合のみ提出	○	○

No	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
15	名護市の市税（法人）完納証明書（PDF）	市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市税に未納税額がないことの証明書を提出（法人事業者のみ）	○	×
16	名護市の法人市民税納税証明書（PDF）	※市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市の法人市民税の申告及び納税を確認するために提出（直近2年分）（法人事業者のみ）	○	×
17	代表者市税完納証明書（PDF）	名護市に納税義務がある場合のみ提出。代表者に納税義務のある全ての市税が対象になります。	○	○
18	代表者の現住所確認書類（PDF）	住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類 ※(1)～(3)のうちいずれかを提出	○	○
19	国民健康保険税完納証明書（PDF）	社会保険加入者除く。	△	△
20	建設業退職金共済事業加入・履行証明願（PDF）	No. 3「総合評価値通知書」で加入「無」となっている場合のみ提出	○	○
21	建設業労働災害防止協会加入証明書（PDF）	加入免除されている業種を除く。	○	○
22	障害者雇用状況報告書（PDF）	雇用義務のある事業所のみ 公共職業安定所長への報告書 令和7年6月1日現在の状況	○	○
23	・ 障害者手帳又は療育手帳及び本人同意書【様式5】（PDF） ・ 在籍が確認できる書類（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	障害者雇用義務のない事業所で、令和7年6月1日時点で障害者を雇用している事業者のみ提出 （12の書類で在籍が確認できる場合は様式5のみ）	○	○
24	ISO、エコアクション21の認証取得を示す登録証（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	登録を受けている者のみ 日本語表記の登録証を提出	○	○
25	ボランティア活動を証明するもの（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	※無償奉仕によるものに限る。 ※新聞等の写し又は公的機関等からの証明書であって、事業所名が確認できるもの ※人員を動員した活動が複数回ある場合は、最高4件まで加点	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
26	市内の建設業関連団体加入の証明書 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	団体からの加入証明書を提出 ※発注者別評価点の説明資料に定める「その他団体」に加入する者は次の書類を提出 (1) 団体の規約、会則等 (2) 加入業者名簿 (3) 活動実績報告書 (任意様式)	○	○
27	営業所所在地位置図 (PDF) 【様式6】又は任意様式可	事務所の所在地がわかるものを提出 ※目印を表示し、できるだけ詳しく作成	○	○
28	事務所の写真 (PDF) 【様式7】	直近3か月以内の事務所に掲示された「建設業の許可票」及び事務スペース含む室内並びに看板含む外観のカラー写真	○	○
29	資本関係等のある資格者同士に関する申告書 (PDF) 【様式8】	資本関係又は人的関係のある会社について記載 ※資本関係等のある会社がない場合も提出	○	○

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

6 受付期間

受付期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月22日（月）

7 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム（工事）追加申請・業種追加登録」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Kouji」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023050700018/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

8 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212 (内線255/189)

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【建設工事】

市内業者・業種追加登録用

名護市総務部工事契約検査課

令和7・8年度名護市建設工事入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって、追加で業種を登録したい場合は、この要領により申請等をしてください。

1 入札参加資格

入札参加資格審査（業種追加登録）に申請できるのは、令和7・8年度名護市建設工事入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって次に掲げる要件の全てを満たす者としします。

- (1) 申請時において、追加登録に係る業種（以下「追加登録業種」という。）について許可を受けていること。
- (2) 申請時において、追加登録業種について有効期限のある経営事項審査を受けていること。
- (3) 追加登録業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における年間平均（2年又は3年）完成工事高があること。ただし、当該通知書の完成工事高が土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び造園工事の5業種については500万円以上、水道施設工事については100万円以上、それ以外の工事では10万円以上であること。
- (4) 追加登録業種について、常勤の技術者がいること。ただし、「技術者資格区分コード表（県内工事）」に記載のある業種については、それぞれ同表にある技術者（「水産工学士」及び「建築積算士」を除く。）が常勤でいること。なお、他業者との重複登録は認められません。

※建設業の許可を得ている業種でも、経営事項審査を受けていない業種は申請できません。

2 登録の取消し等

入札参加資格審査（業種追加登録）を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適當であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

3 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減、経営事項審査の更新及び建設業許可事項の更新等）が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。

(2) 建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は指名できませんので注意してください。

4 提出書類

No.	提出書類	備考
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの(拡張子が「xls」)は使用できません。必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。 ※技術職員有資格者名簿には、追加申請に係る者のみ記載してください。
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (PDF)	提出日現在で有効期限内にあるもの
3	建設業許可通知書 (PDF)	提出日現在で有効期限内にあるもの
4	工事経歴書 (PDF) 【様式4】又は経営事項審査申請時提出したもの	直近2年間の受注工事を業種ごとに記入。
5	専任技術者証明書 (PDF) ※建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号	「入札参加希望工種入力表」に記載した専任技術者の証明書を提出
6	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書、免状の又は登録証 (PDF)	土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業又は水道施設工事業の6業種に申請する場合で、「技術者資格区分コード表(県内工事)」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出

5 受付期間

受付期間：令和7年12月1日(月)～令和7年12月22日(月)

6 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム(工事)追加申請・業種追加登録」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Kouji」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023050700018/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

令和7・8年度名護市入札参加資格審査基本方針（測量及び建設コンサルタント等業務）

1 基本方針

本市では、申請者が本市の発注する委託業務の履行に必要な能力を有しているかを審査することにより、適正な業務の履行を確保するため、「入札参加適格審査」及び「業務履行能力審査」を行い、申請者が希望する業種区分ごとに有資格者名簿に登録します。

2 登録業種区分

入札参加申請に係る業種区分は次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

3 入札参加資格登録要件

「令和7・8年度名護市入札参加資格審査申請要領（測量及び建設コンサルタント等業務）（追加申請用・業種追加登録用）」の入札参加資格に定める要件とする。

4 所在地区分

次のとおり区分します。

(1) 市内業者

名護市に本店を有してから1年以上経過している事業者（令和8年3月31日時点）

5 発注者別評価点（主観点）

発注者別評価点（主観点）の算定方法は、「令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について（建設コンサルタント）」のとおりとします。

6 技術者登録資格区分

入札参加資格申請において、登録を行う技術者の資格は「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」のとおりとします。

令和7・8年度名護市入札参加資格における主観的事項算定（発注者別評価点）について
（建設コンサルタント）

建設コンサルタント業務の入札参加登録に当たり、土木関係コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務（建築設計）の業種について市内業者を対象に発注者別評価点を導入するものとし、その配点について次のとおり定めるものとする。なお、主観的事項算定により与えられる発注者別評価点は次回入札参加申請まで固定して取扱うものとする。

1 技術者数（資格数）（令和7年11月30日時点）

別表の技術者資格区分表に該当する資格及び配点により点数を付加する。

2 雇用状況

(1) 名護市内在住職員数（代表者も含む）（令和7年11月30日時点）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証における被保険者の内、住民票等により、名護市内在住者の職員を雇用していることが確認できる場合は、名護市内在住雇用者数に応じ、次の表のとおり点数を付加する。

区分（名護市内在住者のみ対象）		付加点数
15人未満	1人につき	2点
15人以上	一律	30点

(2) 障害者雇用（令和7年6月1日時点）

障害者の雇用状況に応じて次の表のとおり点数を付加する。

区分	付加点数
障害者雇用1人につき	5点

3 団体加入

技術力向上に向けた技術講習会等の開催、参加の他、地域貢献活動の実績を考慮し、令和7年11月30日時点において次の表に掲げる団体に在籍している者に対して、点数を付加する。

この場合において、複数の団体に加盟している場合は、業種ごとへ点数を付加する。ただし、同業種への加点は5点を上限とする。

加入団体	加算対象工事（工種）	付加点数
北部建設コンサルタント業協会	土木関係コンサルタント業務	5点
北部建築設計協会	建築関係コンサルタント業務 （建築設計）	5点
その他団体（注）	活動目的に関連する業種	5点

（注）その他団体とは次の(1)から(6)までの要件を全て満たす団体のことをいい、その活動目的に関連する業種を加算対象とする。ただし、当該団体の活動目的が発注者別評価点の付加対象となる業種のいずれにも該当しない場合は点数を付加しないものとする。

- (1) 活動拠点が名護市内であること。
- (2) 市内業者のみで構成されていること。
- (3) 団体の規約や会則等があること。
- (4) 設立して1年以上であること。（令和7年11月30日時点）

- (5) 5業者以上の構成員で構成されていること。
- (6) 技術力向上及び地域貢献活動を行っている団体であること。

4 ISO及びエコアクション21の認証・登録（令和7年11月30日時点）

ISO及びエコアクション21の認証・登録により、次の表のとおり点数を付加する。

	9000シリーズの取得	14000シリーズの取得	エコアクション21
付加点数	5点	5点	2点

※ISO 14000シリーズ及びエコアクション21の重複加算は不可。（14000優先）

5 地域貢献（ボランティア）活動

令和4年4月1日から令和6年3月31日までににおける道路、海岸等の清掃活動、交通安全活動、寄付等の地域貢献（ボランティア）活動の有無により、次の表のとおり点数を付加する。ただし、事業者として無償奉仕かつ名護市内で行った活動に限る。

区分		付加点数
人員を動員した活動等	1回	2点（最高10点）
金品等の寄付	一律	5点

※令和9・10年度入札参加申請時にはボランティア活動の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

6 指名停止等状況

名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）第2条及び第6条の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に指名停止又は文書による警告等を受けた業者に対し、次の表のとおり減点する。ただし、当該期間中に指名停止及び警告等を計2回以上受けた場合は、大きい方の点数により減点する。

指名停止等状況	警告等	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	12月以上
付加点数	- 5点	- 10点	- 15点	- 20点	- 30点	- 40点

※令和9・10年度入札参加申請時には指名停止等状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

7 無効入札及び入札不参加状況

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に無効入札（公表された予定価格を超過した入札等）及び入札不参加（辞退届けを提出せずに入札に参加しなかった）を行った業者に対し、次の表のとおり減点する。

	付加点数
無効入札	1回につき - 2点
入札不参加	1回につき - 2点

※令和9・10年度入札参加申請時には無効入札及び入札不参加状況の対象期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする予定です。

8 消防団協力事業所（令和7年11月30日時点）

地域の消防防災力の充実強化等への貢献を考慮し、名護市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年10月1日告示第147-2号）に基づき消防団活動に協力している事業所等であると認められた者（同要綱9条にて認定を取り消された者を除く）に対して、点数を付加する。

付加点数
5点

別表

技術者資格区分表

業種	配点	資格名
土木関係コンサルタント業務	8点	技術士：建設部門
		技術士：上下水道部門
		技術士：衛生工学部門
		技術士：農業部門
		技術士：森林部門
		技術士：水産部門
		技術士：応用理学部門
		技術士：環境部門
	10点	技術士：総合技術監理部門 ※選択科目を上記技術士の部門とし、同種部門の重複加算は不可とする。
	6点	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門
		RCCM：港湾及び空港部門
		RCCM：電力土木部門
		RCCM：道路部門
		RCCM：上下水道及び工業用水道部門
		RCCM：下水道部門
		RCCM：農業土木部門
		RCCM：森林土木部門
		RCCM：水産土木部門
		RCCM：廃棄物部門
		RCCM：造園部門
RCCM：都市計画及び地方計画部門		
RCCM：地質部門		
RCCM：土質及び基礎部門		
RCCM：鋼構造物及びコンクリート部門		
RCCM：トンネル部門		
RCCM：施工計画、施工設備及び積算部門		
土木関係コンサルタント業務	6点	RCCM：建設環境部門
		地すべり防止工事士
	3点	1級土木施工管理技士
2点	2級土木施工管理技士（土木）	

建築関係コンサルタント業務（建築設計）	12点	1級建築士
	8点	2級建築士

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
(測量及び建設コンサルタント等業務)

市内業者・追加申請用
(名護市内に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に競争入札に参加しようとする者は、この要領により申請書を提出してください。

1 受付番号について

受付番号は前回（令和5・6年度）の入札参加申請で使用したものと同一番号を使用しますので、名護市ホームページに掲載した「受付番号確認表」の中から自社の番号を確認して使用してください。「受付番号確認表」にない者（前回申請していない者）については、番号無しのままで申請してください。

2 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

3 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

- (1) 名護市に本店を有してから営業を開始して1年以上の者であること。（令和8年3月31日時点）（登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。）
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 社会保険に加入していること。（個人事業所で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- (4) 雇用保険に加入していること。（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- (5) 代表者及び法人（営業所含む。）に名護市市民税等に滞納がないこと。
 - ① 市県民税（特別徴収・普通徴収）
 - ② 法人市民税
 - ③ 固定資産税
 - ④ 国民健康保険税（該当者のみ）
- (6) 調査業務を除く7業種については、その申請する業種ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。なお、他業者との重複登録は認められません。
- (7) 申請する業種において過去2年間（令和7年11月30日時点）に業務実績があること。（業務実績には公共又は民間、元請け又は下請けも含む。）
- (8) 名護市暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
- (9) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。
（一人親方等の雇用主においても健康診断を実施していることを要件とします。）
- (10) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者は、次の要件まで満たしていること。

- ① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係コンサルタント業務中、建築設計を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 登記手続業務を希望する者は、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。
- ④ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

4 事務所の条件

申請する事務所は、次の各号の要件を備えていること。

- ① 契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ② 看板及び建築士法又は測量法等で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- ③ 本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常勤していること。
- ④ 事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

※条件を満たさないと認められるものの例

- ・ 申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。
- ・ 申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
- ・ 複数の事業所(名護市建設工事等入札参加資格者等)が同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

5 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

6 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更(特に技術者の増減等)が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
- (2) 資格審査時及び資格審査合格後に、各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

7 提出書類

※「○」→必ず提出 / 「×」→不要 / 「△」→必要に応じて提出

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Itaku) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの(拡張子が「xls」)は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。	○	○
2	営業に必要とする登録証明書 (PDF)	測量業務、建築関係コンサルタント業務(建築設計)、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務(不動産鑑定)については必ず提出	○	○
3	法人→登記簿謄本 個人→個人開業届出書 (PDF)	法人事業者及び個人事業者	○	○
4	身分証明書(PDF) ※市町村で発行する証明書	個人事業者のみ 本籍地の市町村で取得	×	○
5	代表者の登記されていないことの証明書(PDF)	個人事業者のみ提出 次のいずれかで取得 郵送:東京法務局後見登録課のみ 窓口:全国の法務局・地方法務局(本局)	×	○
6	印鑑証明書(PDF) ※印影がはっきりと写るように調節してください	法人:法人の印鑑証明書 個人:代表者の印鑑証明書	○	○
7	使用印鑑届(PDF) 【様式3】又は任意様式可 ※印影がはっきりと写るように調節してください	「6 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する者のみ提出	△	△
8	経営規模等総括表(PDF) 【様式4】又は沖縄県に提出したもの	各業種における実績高を記載し提出	○	○
9	実績調書【様式5】(PDF)	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。	○	○
10	「実績調書」記載の業務実績を証明する書類(PDF)	実績調書に記載する業務実績の内、元請業務又は下請け業務の実績証明書を提出(実績証明書は記載されている実績の内から1件分で構いません) (1) 元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに登録されている記載情報を提出 (2) 下請け業務については下請け通知書の写し又は下請け契約書の写し等を提出	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
11	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書、免状又は登録証 (PDF)	「資格区分コード表 (測量及び建設コンサルタント等業務)」に記載されている業種区分に係る資格について提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出	○	○
12	「技術職員有資格者名簿」に記載のある職員のうち、名護市在住者確認欄で「○」を記入した方の市在住者であることを証明する書類 (PDF)	※住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類 ※(1)~(3)のうちいずれかを提出	○	○
13	(1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 (PDF) (2) 雇用保険被保険者証 (PDF) ※(1)又は(2)のうちいずれか1つを提出	※従業員人数及び技術者の所属確認のための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は(2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目については、塗りつぶし可	○	○
14	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの (PDF)	適用除外者は除く。	○	○
15	名護市の市税 (法人) 完納証明書 (PDF)	名護市税に未納税額がないことの証明書を提出 (法人事業者のみ)	○	×
16	名護市の法人市民税納税証明書 (PDF)	※名護市の法人市民税の申告及び納税を確認するために提出 (直近2年分)	○	×
17	代表者市税完納証明書 (PDF)	名護市に納税義務がある場合のみ提出 代表者に納税義務のある全ての市税が対象になります。	○	○
18	代表者の現住所確認書類 (PDF)	住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類 ※(1)~(3)のうちいずれかを提出	○	○
19	国民健康保険税完納証明書 (PDF)	社会保険加入者を除く。	△	△

No	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
20	障害者手帳又は療育手帳及び本人同意書【様式6】(PDF) 在籍が確認できる書類 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※令和7年6月1日時点で障害者を雇用している場合 ※14の書類で在籍が確認できる場合は様式6のみ	○	○
21	I S O、エコアクション21の認証取得を示す登録証 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※登録を受けている業者のみ提出 ※日本語表記の登録証を提出	○	○
22	ボランティア活動を証明するもの (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※無償奉仕によるものに限る。 ※新聞等の写し、公的機関等からの証明書であって、事業所名が確認できるものを提出。 ※人員を動員したボランティア活動が複数回ある場合は、最高5件まで加点の対象となります。	○	○
23	市内の建設コンサルタント等関連団体加入の証明書 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	団体からの加入証明書を提出。 ※発注者別評価点の説明資料に定める「その他団体」に加入する者は次の書類を提出。 (1) 団体の規約、会則等 (2) 加入業者名簿 (3) 活動実績報告書 (任意様式)	○	○
24	事務所所在地位置図 (PDF) 【様式7】又は任意様式可	事務所の所在地がわかるものを提出 ※目印を表示し、できるだけ詳しく作成	○	○
25	事務所の写真 (PDF) 【様式8】	直近3か月以内の事務所に掲示された各業種に係る「許可票」及び事務スペース含む室内並びに看板含む外観のカラー写真 (計3枚以上)	○	○
26	資本関係等のある資格者同士に関する申告書 (PDF) 【様式9】	資本関係又は人的関係のある会社について記載 ※資本関係等のある会社がない場合も提出	○	○

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

8 受付期間

令和7年12月1日(月)～令和7年12月22日(月)

9 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム（委託）追加申請・業種追加登録」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Itaku」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023050700018/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

10 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 総務部 工事契約検査課

電話 0980-53-1212（内線255/189）

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【測量及び建設コンサルタント】

市内業者・業種追加登録用

名護市総務部工事契約検査課

令和7・8年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって、追加で業種を登録したい場合は、この要領により申請等をしてください。

1 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

2 入札参加資格

入札参加資格審査（業種追加登録）に申請できるのは、令和7・8年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 調査業務を除く7業種については、追加登録に係る業種（以下「追加登録業種」という。）ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。
なお、他業者との重複登録は認められません。
- (2) 追加登録業種において過去2年間（令和7年11月30日時点）に業務実績があること。
（業務実績には公共又は民間及び元請け又は下請けも含む。）
- (3) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者は、次の要件まで満たしていること。
 - ① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
 - ② 建築関係コンサルタント業務中、建築設計を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
 - ③ 登記手続業務を希望する者は、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。
 - ④ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

3 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は

重要な事実について記載しなかったとき。

- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

4 提出書類

No.	提出書類	備考
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Itaku) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの（拡張子が「xls」）は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。 ※技術職員有資格者名簿には、追加申請に係る者のみ記載してください。
2	営業に必要とする登録証明書（PDF）	測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）については必ず提出
3	経営規模等総括表（PDF）【様式4】 又は沖縄県に提出したもの	各業種における実績高を記載し提出
4	実績調書【様式5】（PDF）	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。
5	「実績調書」記載の業務実績を証明する書類（PDF）	実績調書に記載する業務実績の内、元請業務又は下請け業務の実績証明書を提出（実績証明書は記載されている実績の内から1件分で構いません） (1) 元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに登録されている記載情報を提出。 (2) 下請け業務については下請け通知書の写し又は下請け契約書の写し等を提出。
6	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書、免状又は登録証（PDF）	「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」に記載されている業種区分に係る資格について提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出

5 受付期間

受付期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月22日（月）

6 提出方法等

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム（委託）追加申請・業種追加登録」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Itaku」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023050700018/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

7 問合せ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212（内線 255/189）

名護市告示第 170 号

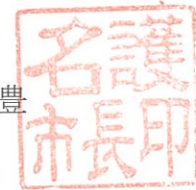
公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、後期高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年11月7日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	年度	期別	納付義務者
2883585	督促状	後期高齢者医療保険料	R6	3～9期	柳瀬 康雄
01800705	督促状	後期高齢者医療保険料	R7	過随6期	岡島 兼治

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和 7 年 10 月 20 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	やが市営住宅建替建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 屋我 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	建築一式工事
6	入札日時	令和7年11月12日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月30日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月6日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月7日（金）
15	指名通知日	令和7年11月4日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年11月12日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年8月29日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は建築一式工事A級業者に対し令和7年9月26日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて建築一式工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月30日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年11月4日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 10 月 22 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	羽地地域交流拠点親水護岸工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 真喜屋 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	護岸工事一式
6	入札日時	令和7年11月14日（金）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年10月29日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月10日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月11日（火）
15	指名通知日	令和7年10月31日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年11月14日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年10月29日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年10月31日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 87 号

令和 7 年 10 月 27 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事その2
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月19日
5	概要	水路整備工事 一式
6	入札日時	令和7年11月13日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	25,036,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年11月4日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月7日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月10日（月）
15	指名通知日	令和7年11月6日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年11月13日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年11月4日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年11月6日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

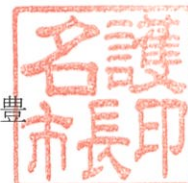
名護市公告第 88 号

令和 7 年 10 月 27 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事その1
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月16日
5	概要	水路整備工事 一式
6	入札日時	令和7年11月13日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	24,398,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年11月4日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月7日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月10日（月）
15	指名通知日	令和7年11月6日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年11月13日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年11月4日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年11月6日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

(様式7)

名護市公告第89号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年10月28日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課
名護市港一丁目1番1号

(様式7)

名護市公告第90号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年10月28日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課
名護市港一丁目1番1号

別紙（第7条関係）

名護市公告第 91 号

令和 7 年 11 月 6 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	やが市営住宅建替電気設備工事
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市字 屋我 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	電気設備工事一式
6	入札日時	令和7年12月1日（月）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	55,561,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年11月18日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月21日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月25日（火）
15	指名通知日	令和7年11月20日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年12月1日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年10月10日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年11月18日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年11月20日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 92 号

令和 7 年 11 月 6 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	やが市営住宅建替機械設備工事
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市字 屋我 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年12月1日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	62,568,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年11月13日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年11月21日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年11月25日（火）
15	指名通知日	令和7年11月17日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年12月1日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年10月10日までに80%以上の進捗率のある者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 名護市指定給水装置工事事業者に登録している業者。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年11月13日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年11月17日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。